

# 新潟県温泉飲用利用基準の運用

## 第1 許可申請の事前指導

1 地域振興局長は、温泉飲用許可申請を行おうとする者に、別紙1により事前指導を徹底し、以下の書類の提出を求めること。

(1) 温泉の成分の分析結果を記載した書面の写し

温泉の成分の分析結果は、鉱泉分析法指針により登録分析機関において行われたものであること。

なお、鉛又は水銀の分析結果がない場合、水道法第20条第3項のただし書に定める指定検査機関において、鉛及び水銀について検査された結果を添付すること。

(2) 源泉の一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素に関する検査結果を記載した書面の写し

検査結果は、温泉利用基準の第三分析基準により、水道法第20条第3項のただし書に定める指定検査機関において相談日の前1年以内に行われたものであること。

(3) 飲用に供する温泉に水道水以外の希釈水の使用を予定している場合、水道法の規定による水質検査に準じて行った水質検査の結果を記載した書面の写し

水質検査の結果は、相談前1年以内に行われたものであること。

(4) 温泉の湧出地点から飲用場所までの経路及び配管、中継槽、貯湯槽、飲泉口その他の設備の概要を記載した図面

2 地域振興局長は、提出された書類により、温泉飲用利用基準のうち水質基準に適合していると認めた場合、申請を行おうとする者に、温泉飲用利用基準を説明し、別紙2により許可申請にあたっての事前指導を行うこと。

なお、地域振興局長は、水質基準に適合しているかどうかの判断が困難と認められる場合等疑義が生じた場合は、環境企画課長に協議すること。環境企画課長は、必要に応じて専門家の意見を聴取し、地域振興局長に回答する。

## 第2 許可申請書

許可申請にあたっては地域振興局長は、申請者に以下の書類を添付させること。

(1) 温泉利用施設の案内図（縮尺5000分の1程度とし、施設の位置を記入すること。）

(2) 飲泉場所の位置を明示した温泉利用施設の平面図

(3) 飲泉口の位置及び構造を明示した飲泉場所の平面図及び立面図

(4) 引湯の距離、引湯管の材質及び口径並びに中継槽及び貯湯槽の位置、容積及び材質を明示した源泉から飲泉場所の飲泉口までの引湯経路図

(5) 一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素に関する検査結果を記載した書面の写し

(6) 飲用に供する温泉に水道水以外の希釈水を使用する場合にあつては、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める事項につき同令に定める検査方法により行った当該希釈水に係る水質検査の結果を記載した書面の写し

- (7) 温泉を採取する権利を有する者と異なる場合にあつては、当該温泉を採取する権利を有する者の使用承諾書
- (8) 法人が申請する場合は、法人登記事項証明書
- (9) 個人が申請する場合は、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- (10) 温泉の成分の分析結果を記載した書面の写し  
温泉の成分の分析結果は、鉱泉分析法指針により登録分析機関において申請前1年以内に行われたものであること。  
分析試料の採水は、地域振興局の立会いのもと、飲泉口で行われたものであること。
- (11) 温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

### 第3 許可申請の処理

- 1 許可申請書の提出があつた場合、地域振興局長は、書類に不備又は不足するものがないことを確認した上、現地調査を行う。
- 2 地域振興局長は、飲用許容量、禁忌症、適応症及び飲用上の注意事項等の決定にあつて疑義が生じた場合は、環境企画課長に協議する。
- 3 環境企画課長は、必要に応じて専門家の意見を聴取し、地域振興局長に回答する。
- 4 地域振興局長は、飲用許容量・禁忌症・適応症及び飲用上の注意事項を決定し、許可証を作成する。
- 5 地域振興局長は、許可を受けた者に対して、飲用許可済証を交付し、飲泉場所の見やすい場所に掲示するように指導する。

### 第4 申請手数料

温泉飲用許可申請に当たり、新規に浴用と飲用を同一の施設で利用しようとする場合であっても、浴用と飲用は温泉利用の用途が別であるため、浴用と飲用は別々に申請し、申請手数料は申請ごとに徴収すること。

### 第5 許可の単位

- 1 1つの源泉の温泉を利用する場合  
飲泉場所ごとに1件とする。  
したがって、1つの飲泉場所に2以上の飲泉口がある場合においても、1件とする。
- 2 2以上の源泉の温泉を利用する場合
  - (1) 2以上の源泉の温泉を混合して飲用に利用する場合、飲泉場所ごとに1件とする。
  - (2) 各々異なる源泉の温泉を各々異なる飲泉口に利用する場合は、飲泉口ごとに1件とする。

## 第6 温泉飲用利用基準の解釈及び留意点

### 1 適用範囲

温泉飲用利用基準は、温泉を公共の飲用に供しようとする宿泊施設、公衆浴場等における一般の湯治を対象とした基準であることから、温泉病院等医療機関において温泉治療に利用する場合、この基準は適用されない。

また、タンクローリー、ポリ容器又は温泉スタンド等による飲用については、源泉から隔離して飲用するもので、源泉から直接飲用するものと異なることから、この基準は適用しない。

タンクローリー等の飲用基準については、多様な形態が予測されるので当面一律の基準は定めず、許可申請がなされた場合は、新潟県温泉飲用利用基準を準用して審査し、1件ごとに処理する。

※タンクローリー等による温泉の飲用許可については、飲用上の衛生面が十分に確保できないことから許可しないこととする。

### 2 水質基準

- (1) 「その他の設備」とは、熱交換装置又は除鉄装置をいう。
- (2) 「水道水以外の希釈水」とは、井戸水をいう。

### 3 施設基準

#### (1) 源泉

「汚染されない構造」とは、汚水等が源泉に浸入しないよう、ゆう出場所周辺に排水溝等が整備され、温泉のゆう出口に小屋、柵等が設けられているものをいう。

#### (2) 飲泉場所及び飲泉口

「常時温泉が流出」とは、流出量は特に定めないが、温泉が死水状態のまま滞留し、泉質の変化、老化等を引き起こすことのないよう飲泉口から常に温泉を流出させることをいう。

#### (3) 中継槽及び貯湯槽

「周辺からの汚染を防止するのに十分な構造」とは、点検時を除いて容易に開閉できないような構造であり、汚水等の浸入を防ぐために、密閉式、施錠式であるものをいう。

「内部の清掃及び点検が容易にできる構造」とは、ドレン抜きが設置され、内面から完全に清掃でき、温泉の漏れ等を入念に点検ができるような構造をいう。

「十分な強度と耐久性を有する材質」とは、現在の設備工事の技術レベルから適合材質は特に定めないが、木製は除く。

「温泉を汚染するおそれのない材質」とは、ガラス繊維強化ポリエステル樹脂（FRP）等の汚水等が浸透しにくく、腐食、有害成分の溶出により温泉を汚染することのない、変質・変形しにくい材質をいう。

「温泉が滞留することのない構造」とは、温泉が死水状態のまま滞留し、泉質の変化、老化等を引き起こすことのない構造をいう。

#### (4) 引湯管

「管内圧を一定圧力以上に保つ」とは、常時、管内に飲泉が満たされて流されている状態を保つことをいう。

「十分な強度と耐久性を有する材質」とは、中継槽及び貯湯槽の解釈に同じ。

「温泉を汚染するおそれのない材質」とは、中継槽及び貯湯槽の解釈に同じ。

### 4 管理基準

温泉利用許可（飲用）を取得している施設の温泉監視（原則として年2回）の際に、「温泉飲用・管理基準チェック表」を用いて適正な衛生管理・施設管理が行われているか確認を行う。

#### (1) 源泉

「点検」とは、目視により、周囲は清潔か、汚水等が浸入していないか、部外者が立ち入らないようになっているかを確認することをいう。

#### (2) 飲泉場所及び飲泉口

飲用許容量の掲示にあたっては、例えば「この容器で1回につき3杯まで」等飲用者に分かり易い方法も併せて示すこと。

「点検」とは、目視により、飲泉場所及び飲泉口が衛生的に管理されているか、飲泉口から常時温泉が流出しているか、飲用上の注意事項が掲示されているか、飲泉用コップが使い捨てなど衛生的なものを用いているかを確認することをいう。

また、清掃等のため、温泉の流出を止めた後、再流出させる場合、温泉の成分等が変化しているおそれがあるので、しばらく温泉を流出させ、目視により通常と比較して異常でないことを確認する必要があること。

#### (3) 中継槽及び貯湯槽

「点検」とは、目視により、汚水等が浸入していないか、槽に亀裂がないか、汚れていないかを確認することをいう。

#### (4) 引湯管

「点検」とは、目視により、汚水等が浸入していないか、管に亀裂がないかを確認することをいう。

#### (5) 水質

「飲泉の分析」は、地域振興局の立会いのもと、飲泉口で採水した試料が登録分析機関において行われたものであること。

「一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素に関する検査」は、飲泉口で採水した試料が水道法第20条第3項のただし書きに定める指定検査機関において行われたものであること。

全有機炭素の検査に当たっては、検水採取後速やかに試験を行う必要があることに鑑み、迅速かつ精密に検査しうる機関に委任できるよう考慮すること。

一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素に関する検査結果が報告された場合、地域振興局長は現地調査を行い、施設の管理基準適合状況を確認すること。

簡易検査で味を確認する場合は、飲み込むものではなく、口に含むだけのものであること。地域振興局長は簡易検査の結果を記録表に記載するよう指導すること。

## 5 別表第1 水質基準

- (1) 水質基準項目は、環境省の温泉利用基準に基づき、必要最少限の項目について基準値を定めたものであるため、飲用許容量、禁忌症、適応症及び飲用上の注意事項の決定にあたっては、必ず医師の意見を聴取するものであること。
- (2) 水質基準については、おおむね1か月程度滞在する一般の湯治を対象として作成されているので、長期に亘り温泉を利用する地域住民等、この限度を超える飲用は、医師の指導のもとに行われるべきものであること。
- (3) 重金属等については、一般に飲料水として通常許容される濃度を超えて基準が設定されている項目もあるので、一般飲料水として使用されることのないよう許可の際、指導すること。
- (4) 水質基準を満足しても、直ちに食品衛生法にいう「飲用適の水」とは、ならないものであること。
- (5) 飲用にはできる限り新鮮な温泉を用いるという原則から、注水、消毒されていないものが望ましく、濃度又は温度を調節するための希釈水を使用する場合は、飲泉時に用いるものであること。
- (6) スケール防止剤等により水質変更されていないものであること。

## 第7 環境企画課長への報告

- 1 地域振興局長は許可処分を行った場合、温泉利用施設の案内図、許可証の写し、飲泉場所の写真、飲用上の注意等の掲示の写真（掲示の文字が分かるもの）を環境企画課長に提出すること。
- 2 地域振興局長は、一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素に関する検査結果が報告された場合は、検査結果の写しを環境企画課長に提出すること。
- 3 地域振興局長は鉱泉分析法指針による飲泉の再分析が行われた場合、検査結果の写しを環境企画課長に提出すること。
- 4 地域振興局長は温泉利用中止（再開、廃止）報告書（第21号様式）が提出された場合は、その写しを環境企画課長に提出すること。

## 温泉飲用・水質基準チェック表

チ ェ ツ ク 項 目	チ ェ ツ ク 結 果
1 飲泉は、循環ろ過装置等により再生したものでないか。	適合・不適合
2 温泉の成分の分析は、申請前1年以内に登録分析機関により鉱泉分析法指針に基づき行われたものか。	適合・不適合
3 温泉の成分の分析試料の採水は、地域振興局の立ち会いのもと、飲泉口で行われたものか。	適合・不適合
4 一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素に関する検査結果は、水道法第20条第3項のただし書きに定める指定検査機関で行われたものか。	適合・不適合
5 一般細菌の分析試料の採水は、地域振興局の立ち会いのもと、飲泉口で行われたものか。	適合・不適合
6 一般細菌は、1mlの検水で形成される集落数が100以下か。	適合・不適合
7 大腸菌群は、検出されていないか。	適合・不適合
8 全有機炭素は、5mg/l以下か。	適合・不適合
9 臭気、色度、濁度、味が通常と比べて異常ではないか。	適合・不適合
10 水道水以外の希釈水を使用する場合は、希釈水は、水道法に定める水質基準に適合しているか。	適合・不適合
11 水道水以外の希釈水を使用する場合の水質検査は、申請前1年以内に実施されているか。	適合・不適合

## 飲用許容量計算表

### 1 総摂取量制限計算表

基準項目	試料 1 kg 中の分量 A (mg/kg)	摂取量基準値 B (mg/日)	総摂取量制限 B/A (ℓ/日)
ひ素 総ひ素 (As) 亜亜ひ酸 (HAsO <sub>2</sub> ) 亜亜ひ酸イオン (AsO <sub>2</sub> <sup>-</sup> )	× 1 × 0.70	0.1	
銅 銅イオン (Cu <sup>2+</sup> ) 銅 (Cu)		2	
ふっ素 ふっ素イオン (F <sup>-</sup> ) ふっ素 (F)		1.6	
鉛 鉛イオン (Pb <sup>2+</sup> ) 鉛 (Pb)		0.2	
水銀 総水銀 (Hg)		0.002	
総硫化水素 遊離硫化水素 (H <sub>2</sub> S) 硫化水素イオン (HS <sup>-</sup> ) 硫化物イオン (S <sup>2-</sup> )	計	10	
炭酸ガス 遊離二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )		1000 (mg/1回)	(ℓ/回)

注 複数の成分により飲用許容量が制限される場合、最少量の飲用許容量を掲示すること。

## 2 飲用許容量

	1日あたりの飲用許容量 A	1回あたりの飲用許容量 B	1日あたり 飲用回数 A/B
16歳以上の者	( 1の総摂取量制限内で おおむね1000mlまで )	( 1の炭酸ガスの制限の範囲内で おおむね200mlまで )	
15歳以下の者	知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。ただし、 例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。		



## 温泉飲用・施設基準チェック表

区分	チ　　ェ　　ッ　　ク　　項　　目	チェック結果
源 泉	1 汚水等により汚染されない構造になっているか	適合・不適合
	2 抜気管の立ち上がり部には防虫網等を設け、開口部から昆虫、塵埃等により汚染されない構造になっているか	適合・不適合
	3 周囲は清潔になっているか	適合・不適合
	4 部外者はみだりに立ち入れないか	適合・不適合
中 継 槽 及 び 貯 湯 槽	1 汚水等が浸入しない構造になっているか	適合・不適合
	2 蓋は密閉式で施錠式になっているか	適合・不適合
	3 蓋や面に亀裂はないか	適合・不適合
	4 地上式になっているか 地下に設置する場合、内部の清掃・点検が容易にできる構造 になっているか	適合・不適合
	5 抜気管、溢流管の管端部に防虫網等が設けられているか	適合・不適合
	6 木製で作られていないか	適合・不適合
	7 材質は温泉を汚染するおそれがないか	適合・不適合
	8 温泉引湯施設以外の配管施設が設置されていないか	適合・不適合
	9 温泉が滞留（死水）していないか	適合・不適合

区分	チェック項目	チェック結果
引湯管	1 管内圧を一定圧力以上に保ち、周辺から汚染されない配管設備となっているか	適合・不適合
	2 木製で作られていないか	適合・不適合
	3 材質は温泉を汚染するおそれがないか	適合・不適合
	4 温泉を汚染するおそれのある設備、機械類等の中を貫通して配管されていないか	適合・不適合
	5 暖房配管等と連結されていないか	適合・不適合
	6 管に亀裂はないか	適合・不適合
飲泉場所及び飲泉口	1 浴室外に設置されているか 浴室内に設置する場合、飲泉口と浴槽の湯口を分離し、飲泉口は限定されているか 浴室内の飲泉口は床面から80cm以上の高さに設けられているか	適合・不適合
	2 飲泉場所は汚染されない衛生的な場所か	適合・不適合
	3 飲泉口は蛇口等から流出するものを飲用する構造となっているか	適合・不適合
	4 飲泉口から常時温泉が流出しているか	適合・不適合
	5 飲泉用コップは使い捨てなど衛生的なものを用いているか	適合・不適合
[特記事項（不適合な項目等）]		

## 温泉飲用・管理基準チェック表

現地調査実施年月日

現地調査者職・氏名

区分	チ　　ェ　　ッ　　ク　　項　　目	チェック結果
源泉	1 周囲は清潔か	適合・不適合
	2 汚水等が浸入していないか	適合・不適合
	3 部外者が立ち入らないよう管理しているか	適合・不適合
	4 1年に1回以上、点検を実施しているか	適合・不適合
	5 定期点検の記録を3年間保存しているか	適合・不適合
中継槽及び貯湯槽	1 汚水等が浸入していないか	適合・不適合
	2 槽に亀裂がないか	適合・不適合
	3 汚れていないか	適合・不適合
	4 槽の上部に温泉を汚染するおそれのある設備、機器及び資材等が置かれていないか	適合・不適合
	5 1か月に1回以上、点検を実施しているか	適合・不適合
	6 定期点検の記録を3年間保存しているか	適合・不適合
	7 1年に2回以上、清掃を実施しているか	適合・不適合
引湯管	1 汚水等が浸入していないか	適合・不適合
	2 管に亀裂がないか	適合・不適合
	3 管内圧が負圧になっていないか	適合・不適合
	4 1年に1回以上、点検を実施しているか	適合・不適合

区分	チェック項目	チェック結果
引湯管	5 定期点検の記録を3年間保存しているか	適合・不適合
	6 管内にスケール等が付着していないか	適合・不適合
飲泉場所及び飲泉水質	1 飲泉場所、飲泉口の表示があるか	適合・不適合
	2 飲用上の注意事項等の掲示があるか	適合・不適合
	3 飲用許容量は利用者に分かりやすく明示されているか	適合・不適合
	4 硫化水素、メタンガス又は炭酸ガスが発生する温泉について、飲泉場所の換気が十分に実施されているか	適合・不適合
	5 1年に1回以上、点検を実施しているか	適合・不適合
	6 定期点検の記録を3年間保存しているか	適合・不適合
	7 飲泉場所、飲泉口は衛生的に管理されているか	適合・不適合
	8 飲泉口から常時温泉が流出しているか	適合・不適合
	9 飲泉用コップが汚れていないか	適合・不適合
水質	1 飲泉口での温泉分析を5年に1回以上、実施しているか	適合・不適合
	2 飲泉口での一般細菌、大腸菌群、全有機炭素に関する検査を年に2回以上、実施しているか	適合・不適合
	3 希釈水の流出口で1年に1回以上、水道法で定める水質検査を実施しているか	適合・不適合

区分	チェック項目	チェック結果
水     質	4 地震、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生した場合、一般細菌、大腸菌群、全有機炭素過に関する検査を実施しているか	適合・不適合
	5 衛生上重要な影響を与える施設、設備の変更を行った場合、一般細菌、大腸菌群、全有機炭素に関する検査を実施しているか	適合・不適合
	6 温泉の利用施設に温泉を汚染するおそれのある異常が認められた場合、一般細菌、大腸菌群、全有機炭素に関する検査を実施しているか	適合・不適合
	7 1から6の検査結果が水質基準に適合しなかった場合、直ちに飲用を中止し、地域振興局長に届け出ているか	適合・不適合
	8 飲泉口での簡易検査を1日に1回、実施しているか	適合・不適合
	9 飲泉利用者に集団健康被害が認められた場合や、自然災害等により飲泉場の温泉水に明らかな異常が生じた場合、飲泉場での利用を直ちに停止し、地域振興局長に報告しているか また、安全が確認できるまで飲用を制限しているか	適合・不適合
[特記事項（不適合な項目の処置等）]		

